

群馬県の傷病鳥獣救護の”現在（いま）”

群馬県環境森林部自然環境課 野生動物係 西山智

1. はじめに

群馬県では、鳥獣保護思想の普及啓発の一環として、傷ついた鳥獣を救護し野生復帰させる活動（傷病鳥獣救護事業）を実施している。

近年、鳥獣を取り巻く社会環境は変化しており、野生鳥獣による農林水産業や生態系への被害が増加している。また、鳥インフルエンザ等動物由来感染症によるリスクも認識され始めており、傷病鳥獣救護のあり方を見直す必要がある。

ここでは、野鳥病院を中心として現状を整理し、課題と今後の対応方針を報告する。

2. 傷病鳥獣救護事業について

①考え方：野生鳥獣は生態系を構成する要素の一部であり、自然の中での生死がその重要な役割であるという原則を踏まえ、傷病鳥獣への対応を通じ、人と野生鳥獣との適切な関わり方について普及啓発を図る。

②保護施設：当県では、昭和 51 年に県有施設として野鳥病院（林業試験場内：北群馬郡榛東村新井 2935）を設置するとともに、昭和 54 年から市立桐生が岡動物園（桐生市宮本町 3-8-13）に保護収容を委託し、全国的に見ても早くから整備を進めている。

③対象種：発見者が傷病鳥獣として届け出があったすべての鳥獣を対象にしている。

④救護体制：発見者から県機関【（環境）森林事務所、自然環境課】へ通報があった場合、保護施設と調整し、発見者が直接搬入もしくは県機関で引き取り保護施設へ搬送している。

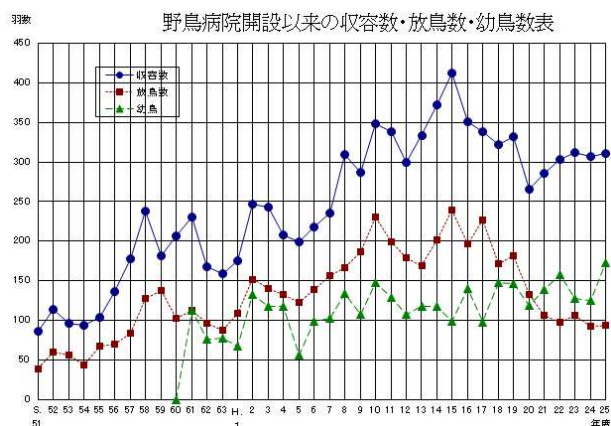


3. 野鳥病院の現状

ここでは県有施設である野鳥病院について報告する。

①収容状況

野鳥病院の近年の年間収容数は 300 羽程度のうち、ひな（幼鳥）が 150 羽程度と収容数の約半分を占めている。放鳥して野生復帰できるものは約 3 割となっている。



②ひな（幼鳥）の受け入れ

鳥獣の繁殖期となる春季の5~7月にかけてひなの受け入れが増加し、年間収容数の半数がこの期間に集中する。

主に、ツバメ、スズメ、ドバトのひなが多く、成長具合によってエサを与える頻度が違い、また温度管理が難しい。時折キジ等の卵も持ち込まれるため、ふ化させて成鳥にして放鳥している。



③迷鳥や希少な鳥類の保護

夏から秋にかけて、台風の影響等で海鳥であるオオミズナギドリが保護されることもあり、その場合、回復を図り千葉県で行徳野鳥観察舎へ放鳥を依頼している。

また、猛禽類や飛来が稀な鳥などが保護され死亡した際には、学術標本として群馬県自然史博物館や山階鳥類研究所へ提供している。



④違法飼養の対応

日本固有の鳥獣を許可なく捕獲・飼養することは禁じられている。違法飼養が発見された場合は、飼養されていた野鳥を一時引き取るなど県警に協力している。その際に、ソウシチョウやガビチョウなどの外来鳥が搬入されることもあり、野生復帰が出来ないため終生保護している。

4. 課題と今後の対応について

①鳥獣保護の啓発：鳥獣保護は、伴侶動物に対する動物愛護と混同されがちだが、鳥獣を含む生物全体ひいては自然全体を守るということであり、人と鳥獣との適切な関係が求められている。

例えば、巣立ち前後のひなを保護することは状況を適切に判断しなければ自然の生態に人為的に介入することとなる。このため、野鳥の生態を含め正しい鳥獣保護を普及啓発していきたい。



②効率的な救護：近年群馬県では鳥獣による被害が増加しており捕獲や防除などの対策を進めている。同じ鳥獣を一方で捕獲し、一方で保護して野生復帰を行うという矛盾を抱えており、今後、傷病鳥獣の選別について検討を行う。

③動物由来感染症：例えば、保護した野鳥が鳥インフルエンザに感染していることも想定されるため、発見者と収容者の安全確保や、野鳥病院内で発生した際の対応なども検討を進める。

キーワード：傷病鳥獣、野鳥病院、ひな